

坂出市地域防災計画 参考資料

第7章 消防・水防関係

7-1 消防本部現勢

1 消防職員数

消防本部名	面積 (km ²)	常住人口 (R6. 4. 1 現在)		署所数			消防職員数(人)										
				消防署数	分遣所数	分署・出張所・	実員										条 例 定 数
		人口 (人)	世帯数 (世帯)				消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他職員	計	
坂出市 消防本部	100.59 (坂出・宇多津)	68,447	33,846	1	3				1	13	20	14	11	21	0	80	80

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

2 消防署所在地等

	機関名	所在地	延床面積 (m ²)	構造	電話番号	FAX 番号
1	坂出市消防本部	762-0003 坂出市久米町 1-17-23	1,905.77	RC 5 階	0877-46-0119	0877-46-4491
2	坂出市消防署	762-0003 坂出市久米町 1-17-23	1,905.77	RC 5 階	0877-46-0119	
3	南部分署	762-0036 坂出市花町 6-11	198.34	RC 平屋	0877-44-0119	
4	番の州分署	762-0063 坂出市番の州公園 3	355.34	RCB 2 階	0877-45-0119	
5	東部分遣所	762-0012 坂出市林田町 152-1	145.00	LS 平屋	0877-47-0119	

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

3 装備車両等(台)

	水槽付ポンプ車	消防ポンプ車	水槽車	救助工作車	ホース延長車	30m級梯子車	大型高所放水車	大型化学車	泡原液搬送車	資器材搬送車	指令車	高規格救急自動車	化学車	査察広報車	防火広報車	広報車	人員搬送車	予防業務車	指揮広報車	作業車	火災調査車
坂出市消防本部														1	1	1		1	1	2	1
坂出市消防署	1	2	1	1	1	1				1	1	3	1	1			1				
南部分署	1	1										1									
番の州分署		1					1	1	1												
東部分遣所		1																			

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

[消防本部]

7-2 消防団現勢

1 消防団員数

	分団数	消防団員(人)								条例 定数
		実員								
		団長	副団長	分団長	副分 団長	部長	班長	団員	計	
坂出市	11	1	3	11	11	37	71	384	518	560

(令和6年4月1日現在)

2 装備車両等(台)

	計	西部 分団	中央 分団	林田 分団	加茂 分団	府中 分団	川津 分団	松山 分団	王越 分団	番の 州分団	与島 分団
普通消防ポンプ自動車	8	1	1	1	1	1	1	1	1		
小型動力ポンプ積載車	41	4	5	4	3	4	6	3	2	6	4
小型動力ポンプ	41	4	5	4	3	4	6	3	2	6	4
広報車	0										

(令和6年4月1日現在)

3 分団毎の人員および屯所(団本部4名は除く)

分団名	人員	屯所数	分団本部・屯所所在地
西部分団	43	5	入船町一丁目 424-22
中央分団	57	6	谷町二丁目 4244-26
林田分団	56	5	林田町 636-5
加茂分団	46	4	加茂町 556-14
府中分団	62	5	府中町 1168-1
川津分団	62	7	川津町 2943-1
松山分団	59	4	高屋町 1050
王越分団	36	3	王越町乃生 851-2
番の州分団	42	6	
与島分団	26	3	
女性分団	25		

(令和6年4月1日現在)

7-3 消防水利、消防無線通信施設・火災通報施設の現況

1 消防水利の現況(令和6年4月1日現在)

(1) 防火水槽設置数

(単位:基)

	計	20～40 m ³ 未満	40～100 m ³ 未満	100 m ³ 以上
公設	86	28	56	2

(2) 消火栓数

(単位:基)

	計	地上式	地下式
公設	1,055	-	1,055

(3) その他

計	河川等	湖沼	プール	堀、池	下水等	ダム	海岸等	その他
161	3		14	138			5	1

2 消防無線通信施設・火災通報施設の現況(令和6年4月1日現在)

(1) 有線設備回線数

	電話回線 火災救急専用	回線 一般加入電話	FAX	庁内電話	市役所内線電話	西日本高速電話回線	本四高速専用電話回線	坂出警察専用電話回線	四国電力専用電話回線	宇多津町専用電話回線	防災電話
坂出市消防本部		2	1	19	3						4
坂出市消防署	20	4	2	30		1	1	1	1	1	2
番の州分署		1	1	1							
南部分署		1	1	1							
東部分遣所		1	1	1							

(2) 無線通信局数

	基地局			移動局 【デジタル波】 可搬・車載・携帯型		移動局 【アナログ波】 携帯型		県防災 行政無線	県防災 行政無線 FAX
	20W	5W	2W	10W	5W	5W	1W		
坂出市消防本部				5	5		7		
坂出市消防署	1	2	1	18	18	3	17	1	1
番の州分署				5	3		3		
南部分署				4	5		4		
東部分遣所				2	3		3		
消防団				17	10		96		

[消防本部]

7-4 水防倉庫および水防資機材一覧

1 水防倉庫

坂出市消防本部 坂出市久米町一丁目 17 番 23 号

2 水防資機材一覧(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(1) 備品

品名	スコップ	ツルハシ	クリップ	掛矢	大ハンマー	ペンチ	鎌
数量	207 丁	22 丁	8 丁	29 丁	6 丁	14 丁	78 丁

品名	ジョーレン	一輪車	チェンソー	シノ	船外機付ボート	救命胴衣	水防旗
数量	8 丁	8 台	1 機	6 丁	1 隻	113 着	6 本

(2) 消耗品

品名	土のう袋	ナイロン縄	鉄杭	トップシート
数量	15,591 袋	6 玉	30 本	15 枚

(3) 救助用ボート(FRP)

番号	配備場所	所在地	配置数	維持管理
1	坂出市消防署	久米町一丁目 17-23	3 艇	消防本部
2	消防署番の州分署	番の州公園 3	4 艇	消防本部
3	消防署東部分遣所	林田町 152-1	1 艇	消防本部
4	松山分団第 2 部屯所	大屋富町 2051-1	1 艇	消防本部
5	王越分団第 2 部屯所	王越町乃生 851-2	1 艇	消防本部
6	川津分団第 2 部 1 班屯所	川津町 4936-7	1 艇	消防本部
7	中央分団(金山出荷組合倉庫)	江尻町(坂出市西部共選組合金山出荷組合)	1 艇	消防本部
8	西部分団本部屯所	入船町一丁目 424-22	1 艇	消防本部

7-5 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防防第267号消防庁長官
最終改正 令和5年5月消防防第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防防第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付け消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行なった市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行なった市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防等へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの

- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
 - (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5人以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
 - (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
 - (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)
- (例示)
- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故
 - ・ ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウ(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第 2 の 1 の (2) のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第 2 の 3 の (1)、(2) に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第 2 の 4 の (2) のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第 4 記入要領

第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第 1 号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者 3 人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

- (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

- (1) 事故名(表頭)及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る△△製造装置」のように記入すること。
なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)
 - 不審物(爆発物)の有無
 - 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等

を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

7－6 災害報告取扱要領

昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官

改正	昭和58年12月	消防総第833号 消防災第279号 消防救第58号
	昭和59年10月	消防災第267号
	平成6年12月	消防災第278号
	平成8年4月	消防災第59号
	平成13年6月	消防災第101号 消防情第91号
	平成31年4月	消防応第28号
	令和3年5月	消防応第29号
	令和5年5月	消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)に定める火災をいう。)を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29条)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公共文教施設」とは公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

[消防本部]

7-7 緊急消防援助隊航空部隊受援計画(抜粋)

(香川県危機管理課)

《航空部隊進出拠点一覧表》

No	市町名	名称	所在地・目標	座標	敷地面積 (㎡)	最大 駐機数	燃料 備蓄	責任者	連絡先
1	高松市	高松空港	高松市香南町	北緯 34° 12′ 51″ 東経 134° 00′ 56″	1, 539, 145	20	有	高松空港事務所	087-879-6770
2	高松市	香川県消防学校	高松市生島町689-11	北緯 34° 21′ 56″ 東経 133° 58′ 08″	11, 160	15	無	香川県消防学校	087-881-3281
3	高松市	東部運動公園	高松市高松町1347-1	北緯 34° 19′ 48″ 東経 134° 07′ 17″	472, 000	20	無	高松市 (スポーツ振興課)	087-839-2494
4	三豊市	宝山湖公園	三豊市山本長神田乙 500-1	北緯 34° 07′ 40″ 東経 133° 46′ 13″	60, 000	20	無	三豊市 (危機管理課)	0875-24-0119

《災害活動拠点病院付近のヘリコプター離着陸場(坂出市のみ抜粋)》

No	市町名	病院名称	所在地	空港・場外場名称	所在地	座標	管轄消防本部等
6	坂出市	総合病院 回生病院	室町3丁目5番28号	回生病院屋上※1	室町3丁目5番28号 回生病院屋上緊急離着陸場	北緯 34° 19′ 03″ 東経 133° 51′ 42″	坂出市消防本部 0877-46-0119

《ヘリコプター離着陸可能場所一覧(坂出市のみ抜粋)》

No	市町名	名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	管轄消防本部等	特記事項
34	坂出市	回生病院屋上	回生病院 屋上緊急離着陸場	室町3丁目5番28号	社会医療法人財団大樹会 総合病院回生病院	0877-46-1011	北緯 34° 19′ 03″ 東経 133° 51′ 42″	坂出市 消防本部	※1
35	坂出市	府中湖	府中湖漕艇場	府中町字川西 3780-1 他	香川県広域水道企業団 広域送水管理センター	0877-48-0511	北緯 34° 16′ 26″ 東経 133° 55′ 30″	坂出市 消防本部	
90	坂出市	坂出港林田A	林田A号岸壁(北)	林田町字番屋前 4285 番地 174 外	坂出市港湾課	0877-44-5010	北緯 34° 20′ 38″ 東経 133° 52′ 40″	坂出市 消防本部	
91	坂出市	坂出港林田C	林田C号岸壁(中央)	林田町字番屋前 4285 番地 174 外	坂出市港湾課	0877-44-5010	北緯 34° 20′ 31″ 東経 133° 52′ 51″	坂出市 消防本部	
93	坂出市	坂出中学校	坂出中学校運動場	小山町 2-1	坂出市立坂出中学校	0877-46-1188	北緯 34° 17′ 53″ 東経 133° 51′ 15″	坂出市 消防本部	※2
115	坂出市	王越	協和化学工業敷地	王越町木沢字大越 1606 番 9	協和化学工業(株)	0877-47-4711	北緯 34° 22′ 35″ 東経 133° 55′ 71″	坂出市 消防本部	

※1 屋上緊急離着陸場、夜間照明設備有り

※2 防災対応

7-8 防災ヘリコプターの運航基準 (香川県危機管理課)

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる、かつ安全な運航が確保できる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容(緊急運航)

救急	① 「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

7-9 防災ヘリコプターの緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請の方法

知事(危機管理課)に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後すみやかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊	TEL(NTT)	087-879-0119
		087-879-1900
	FAX(NTT)	087-879-1400
	TEL(防災)	433-561
	FAX(防災)	433-581

夜間(17時15分～08時30分)に連絡を要する場合は、香川県防災航空隊(隊長専用携帯)または県庁危機管理課(不在の場合は県庁守衛室)へ連絡すること

香川県防災航空隊	TEL(隊長公用携帯)	090-4337-0011
県庁危機管理課	TEL(NTT)	087-832-3200
	FAX(NTT)	087-831-8811
	TEL(防災)	200-5066
県庁守衛室	TEL(NTT)	087-831-1111
	TEL(防災)	200-7-2435

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

5 受入体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

6 報 告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航責任者(防災航空センター所長)に報告するものとする。

7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。